カワサキ会計事務所ニュース

令和8年10月号　第75号

発行所　カワサキ会計事務所
〒850-0918　長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F
TEL　(095)826-1718　FAX　(095)826-1835
URL　http://www.kawasaki-kaikei.com
発行人　税理士　川﨑　清廣

10月の税務カレンダー
住民税普通徴収　第3期
国民健康保険税　　第4期
長崎市ホームページより



①長崎県の最低賃金は令和８年１１月２日から1,087円に引き上げられます。

この新しい最低賃金は、長崎県内の事業所で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）に適用されます。
従業員の給与が最低賃金を下回っていないか、確認しましょう。

【 計算例 】

①	時間給の場合	時間給≧１，０８７円
②	日給の場合	日給÷１日の所定労働時間≧１，０８７円
③	月給の場合	月額÷１か月の平均所定労働時間≧１，０８７円

年間所定労働日数：240日　月額：173,760円　所定労働時間：８時間で働いている場合、
計算式に当てはめると、
月額173,760円÷（240日÷12ヶ月×8時間）＝1,086円　＜　1,087円
この例の場合は最低賃金を満たしていないことになります。

※最低賃金との比較にあたって次の賃金は算入しません。
精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金

②令和９年１月から源泉徴収票の提出方法が変わります。

毎年1月末までに一定の提出範囲の給与所得の源泉徴収票は、法定調書合計表と共に税務署へ提出していました。改正により、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出する必要がなくなります。

・令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与支払報告書、給与所得の源泉徴収票から適用
・令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても、令和9年1月1日以後にその他の源泉徴収票とまとめて提出する場合にはこの改正が適用
・給与支払報告書を市区町村に提出していれば、税務署へ法定調書合計表の提出は不要
ただし、給与所得の源泉徴収票以外の調書（退職所得・報酬料金・不動産の使用料等、計５種類）を提出する場合は、法定調書合計表の提出は必要

★国税庁は、令和8年9月24日に国税システムを更改しました。一部の書面申告書や申請・届出書、法定調書合計表の様式が新しくなりました。報酬料金の支払調書や不動産の使用料等の支払調書等も様式やサイズが変更となっています。
国税庁HPで確認いただくか、事務所までご問い合わせください。

＜郷くんち＝「大浦くんち」をご存じですか？１７日（土）～１８日（日）開催！＞
西山の諏訪神社で行われる「くんち」は１０月７日から１０月９日にかけて開催されます。
長崎市では西山の諏訪神社以外の神社でも「くんち」が行われており、「郷くんち」と呼ばれています。
カワサキ会計事務所がある大浦一帯でも、大浦の諏訪神社で「くんち」が１７日（土）及び１８日（日）にかけて、石橋電停の周囲に「御旅所」を設置し、神社への奉納踊り等が行われます。
よろしかったら、祈りの三角ゾーン（大浦諏訪神社、大浦天主堂、妙行寺）へのお参りも兼ねて出かけては、いかがでしょうか？